

最高裁秘書第2599号

令和元年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月25日付け（同月26日受付、最高裁秘書第2337号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年3月25日付け国有財産使用許可書（片面で8枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁経総第240号
平成31年3月25日

使用者住所

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 澤田貴司 殿

国有財産事務分掌者

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

国有財産使用許可書

平成31年2月8日付けをもって申請のあった当庁管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定により、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、最高裁判所長官に対して審査請求をすることができる。なお、許可があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在 東京都千代田区隼町9-3

最高裁判所庁舎土地の一部及び建物の一部

区分及び数量 土地 5.84平方メートル

建物 80.73平方メートル

使用部分 別添図面のとおり

（指定する用途）

第2条 使用を許可された者は、前条の物件を申請目的の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2箇月前までに、書面をもって当職に申請しなければならない。

（使用料及び延滞金）

第4条 使用料は、511,469円（うち消費税及び地方消費税相当額30,079円）とし、当庁歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第2.9条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した金額を延滞金

として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 当職は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認めるときは、使用料を改定することができる。
(経費の負担)

第6条 使用を許可された者は、当該使用を許可された物件に附帯する電話、暖房、電気、ガス、水道等の設備の使用料金を負担しなければならない。

(物件保全義務等)

第7条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用せらるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項に規定する維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は、請求しないものとする。

(使用上の制限)

第8条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に規定する用途以外の用に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって当職の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第9条 当職は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違反したとき
(2) 国において使用を許可された物件を必要とするとき
(3) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

(4) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(7) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 当職が前項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

3 使用を許可された者は、当職が第1項第1号又は第3号ないし第7号の規定に

より使用許可の取消し又は変更をした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第 10 条 当職が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、当職の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、当職が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、当職は、使用を許可された者の負担においてこれを行なうことができる。この場合には、使用を許可された者は、異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第 11 条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、滅失又はき損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りではない。

2 前項の場合のほか、使用を許可された者は、この許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

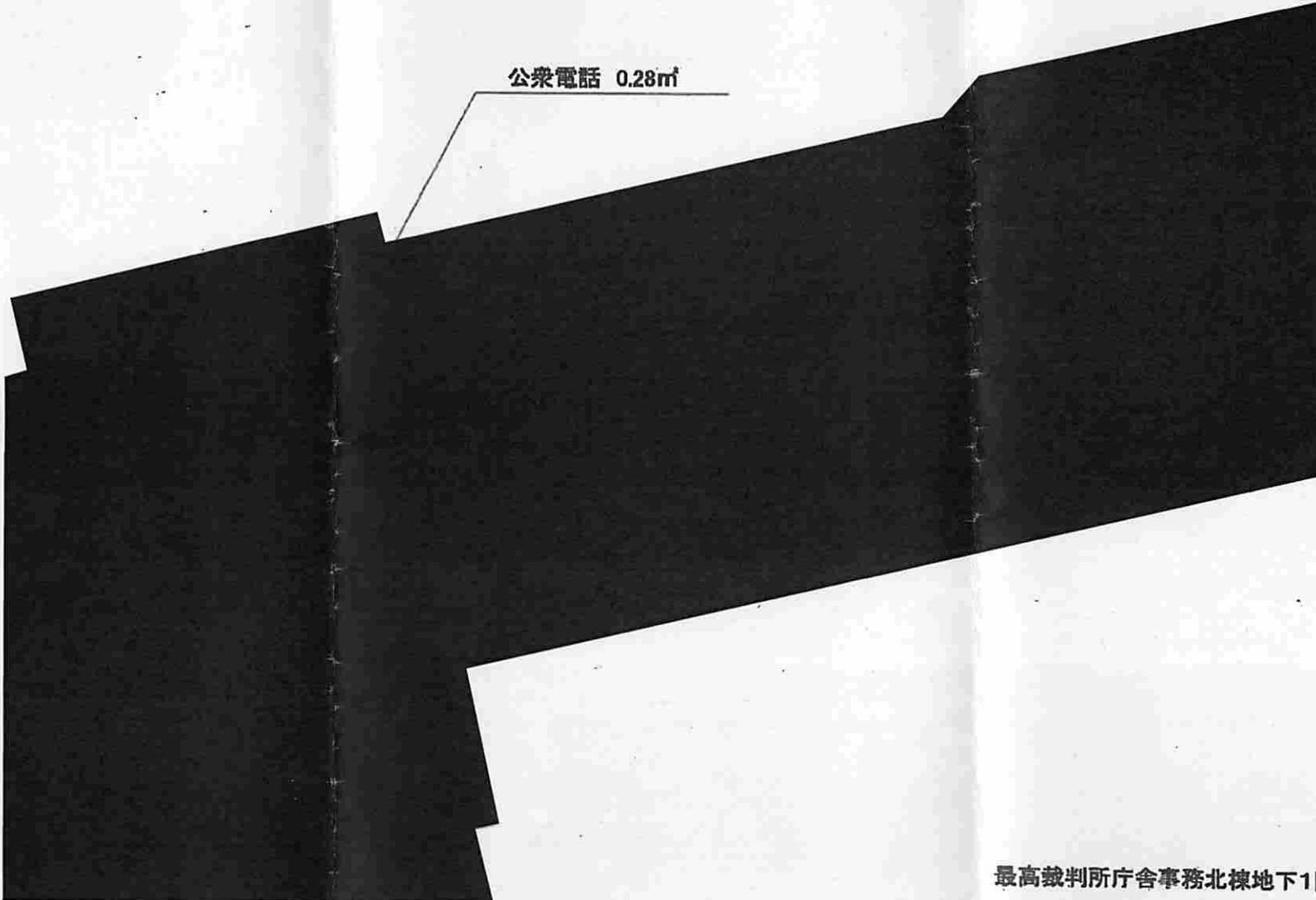
第 12 条 使用許可の取消しが行われたときは、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存するときであっても、その費用等の償還の請求はしない。

(実地調査等)

第 13 条 当職は、使用を許可した物件について隨時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に關し指示することができる。

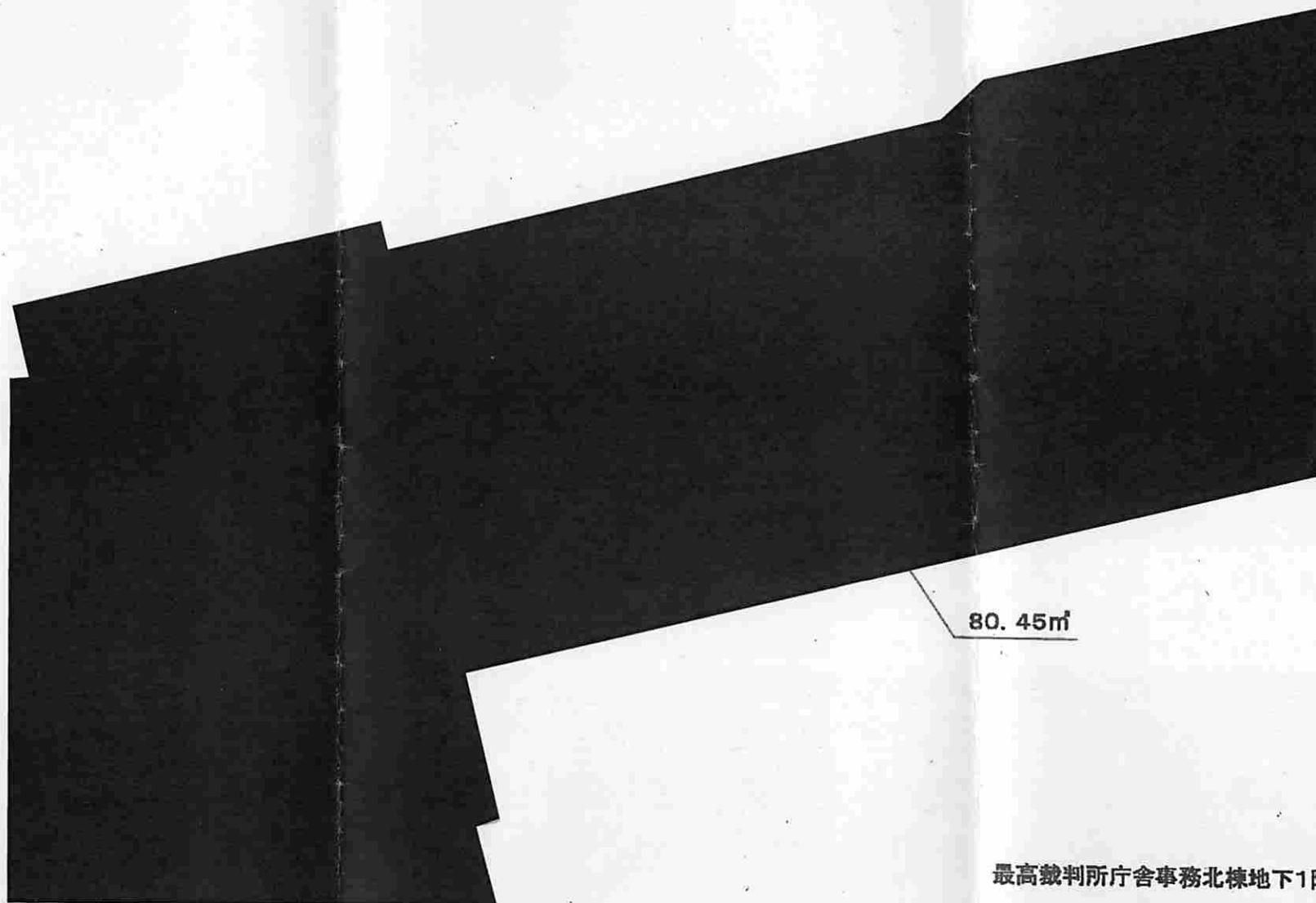
(疑義の決定)

第 14 条 この許可書に定める条件に關し疑義のあるとき、その他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、すべて当職の決定するところによる。



公衆電話 0.28m²

最高裁判所庁舎事務北棟地下1階



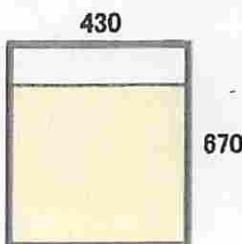
最高裁判所庁舎事務北棟地下1階

室外機 5台 3.34m²

ジャンボペール等置場 2.50m²
(2.50×1.00=2.50)

最高裁判所庁舎

公衆電話
(事務北棟地下1階)



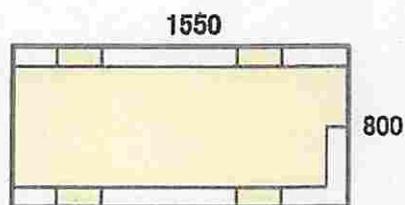
公衆電話

$$0.43 \times 0.67 = 0.28$$

0.28m²

最高裁判所庁舎

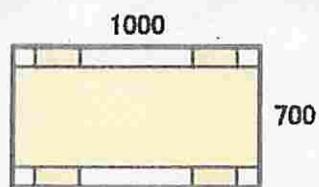
室外機置場
(事務北棟地下1階北側)



室外機①

$$1.55 \times 0.8 = 1.24$$

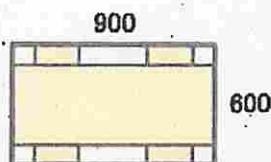
1.24m²



室外機②

$$1.00 \times 0.7 = 0.70$$

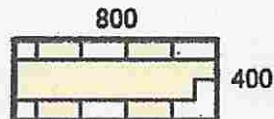
0.70m²



室外機③・④

$$0.90 \times 0.6 \times 2 = 1.08$$

1.08m²



室外機⑤

$$0.8 \times 0.4 = 0.32$$

0.32m²

室外機 合計

$$1.24 + 0.70 + 1.08 + 0.32 = 3.34$$

3.34m²